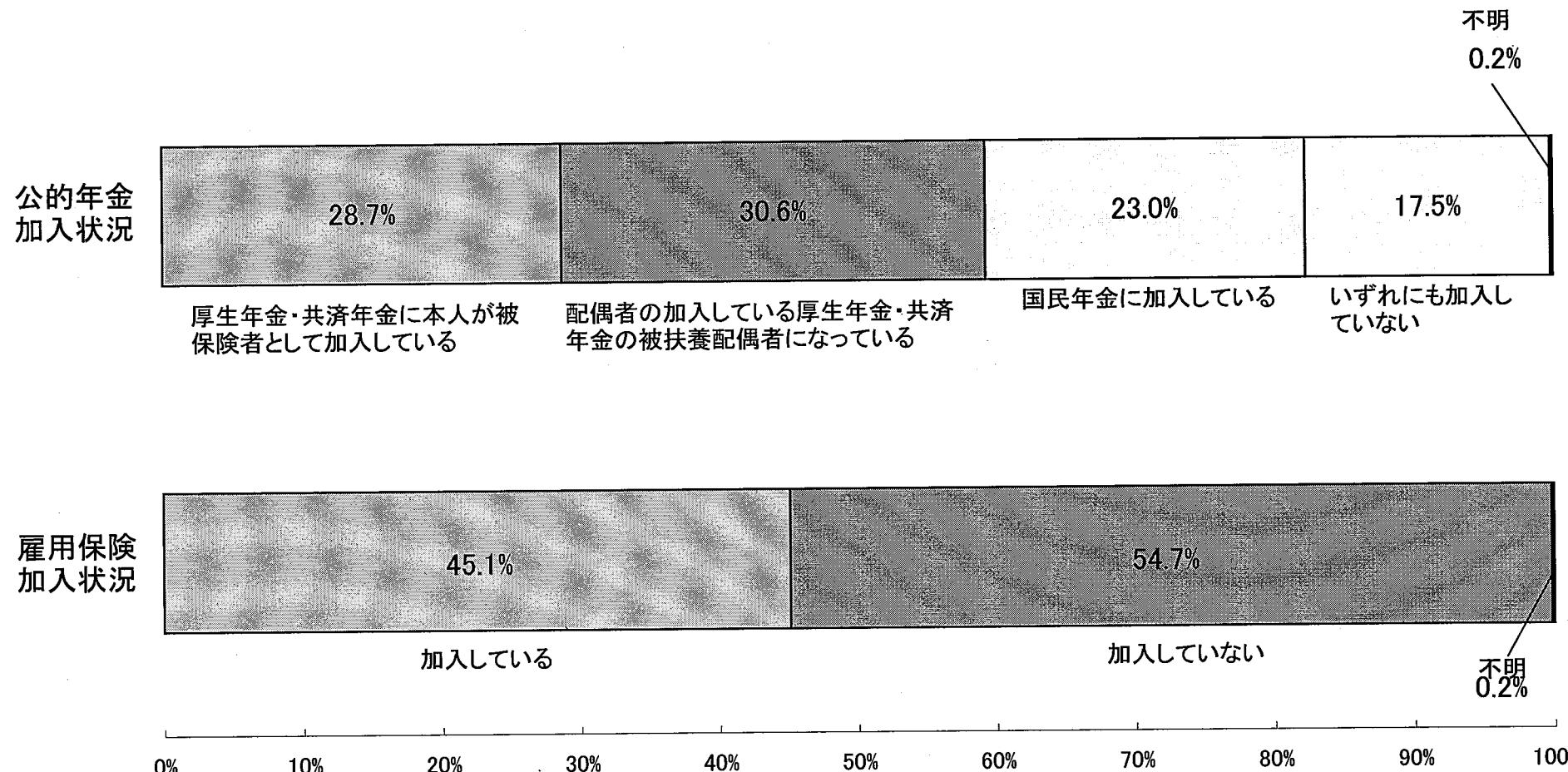


### 公的年金等加入の有無別パート労働者数割合

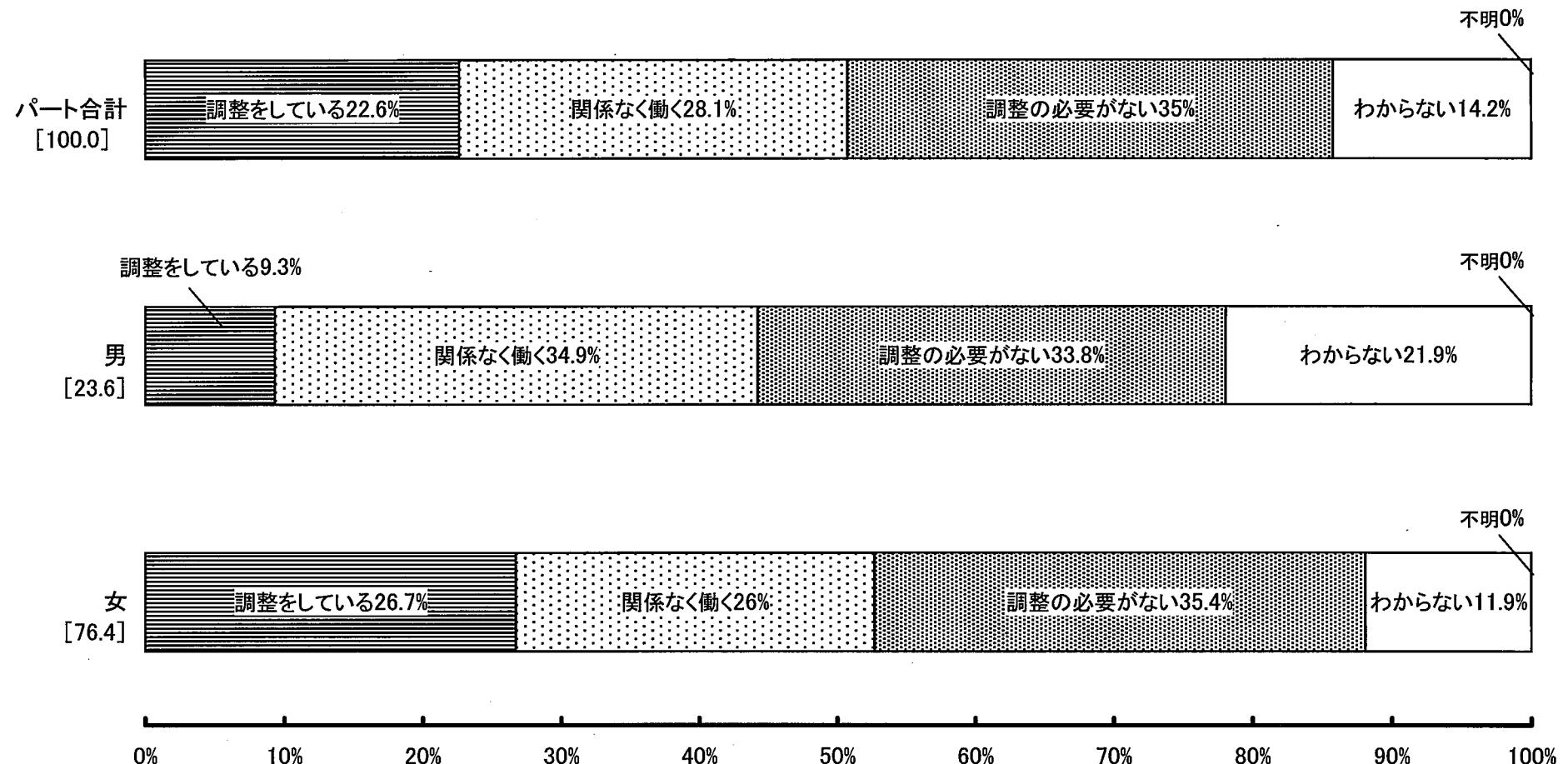


注1)パートタイム労働者:正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者  
(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

注2)「いずれにも加入していない」には、公的年金制度に加入する義務のない者(被用者でない20歳未満又は60歳以上の者等)が含まれている。

出典:平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況

## 年収等の調整の有無別パート労働者数割合



注:[ ]内は男女別構成比

出典:平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況

## 年収等の調整の理由別パート労働者数割合

	男	女	パート計
自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を支払わなければならないから	63.9	72.6	71.7
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから	1.0	45.1	40.8
一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	0.2	25.4	22.9
一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ自分で加入しなければならなくなるから	0.2	38.2	34.5
労働時間が週の所定労働時間20時間以上になると雇用保険に加入しなければならないため	4.3	3.8	3.9
正社員の所定労働時間の3/4以上になると健康保険、厚生年金に加入しなければならぬから	12.5	4.4	5.2
会社の都合により雇用保険、厚生年金等の加入要件に該当しないようにしているため	3.6	3.1	3.1
その他	24.5	6.0	7.8
不明	-	0.1	0.1
調整をしている	[ 9.3]	[ 26.7]	[ 22.6]

注:[ ]内は何らかの「調整をしている」労働者の割合である。

注:パートタイム労働者:正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者  
(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

出典:平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況